

### I. 反対尋問

1. 「II. 学説の検討」の危険の現実化説において、「危険とは科学法則上の危険」とあるが「科学法則上の危険」とはどのようなものなのか。
2. 同様に、危険の現実化説を「科学的真理を明らかにするものである」とみなしていると考えられるが、そのように判断する根拠は何か。
3. 「II学説の検討」の折衷的相当因果関係説において、「一般の国民から見てその結果がその行為から生ずることが社会生活上の経験に照らして相当である場合認められると解する」とあるが、それは具体的にどのような基準か。
4. 「II. 学説の検討」の折衷的相当因果関係説において、「認識が異なる行為者によって…因果関係判断に差が生じるのはむしろ当然である」(2頁17～20行目)とあり、その根拠として「相当因果関係説の狙いは、条件関係の認められる結果のうち、行為者の支配によらない偶発的結果を排除することにある」(2頁11、12行目)としている。しかし、「刑法上の因果関係の理論は、…処罰の適正にとって、どの範囲の結果を行為に帰属させるのが合理的かを追求するためのものである」(2頁3、4行目)という趣旨や「刑法上の因果関係は…その結果がその行為から生ずることが…相当である場合認められる」(2頁5～7行目)という判断基準は、客観的構成要件要素、すなわち行為と結果とを外見上認識できるものにとらえていると考えられる。その点、前者の相当因果関係説の狙いは行為者の主観という外見上認識できないものについても考慮しようとするものであり、先述した因果関係の趣旨などに反し、論理的に一貫しないのではないか。